

復興整備計画

（第6回変更）

釜石市・岩手県

平成26年6月27日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）
釜石市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）
(1) 都市構造の方針 - 生命優先の減災のまちづくりと現位置復興を基本に、ハード整備（地盤の嵩上げ等）とソフト対策（地震発生時は高台避難の大原則・自助、共助の避難体制等）を組み合わせた津波災害に強い都市構造を目指す。 - 既存のコミュニティを中心に、漁業集落の再編、東部地区（中心市街地）、片岸地区（低平地市街地）及び鵜住居地区（低平地市街地）の集約を進め、少子高齢化社会の到来に備える。 - 自然の大きな力に対し畏敬の念を持ちながら、自然と共に歩みを続け、当市の素晴らしい自然環境を次世代に継承することを目指す。 (2) 津波への対応 - L1 津波（概ね数十年から数百年程度で起こりうる頻度の高い津波。釜石では、昭和三陸津波や明治三陸津波クラスを指す。）に対しては防浪施設（防波堤・防潮堤・防潮林等）の整備により生命財産の保全を図り、L2 津波（頻度の高い津波をはるかに上回り、防波堤や防潮堤といった構造物による対策の適用限界を超える津波。釜石では東日本大震災クラスを指す。）に対しては避難を前提とした生命の保全を図る避難施設、避難場所、避難路の整備を行うこととし、以下の2つの考え方により土地利用を図る。 ① 高台移転や多重防御により、浸水しない区域において新たなまちづくりを行う地域 ② 建築規制などを取り入れることで、ある一定の浸水を許容しつつ、土地利用（公園・農地等を含む）を行う地域 (3) 産業復興の取組み - 栗橋地区、甲子地区などの内陸部の農業集落と沿岸部の漁業集落を結びつけたグリーン・ツーリズムに取組み、産業復興を図ります。 - 地域資源を生かした特産品開発やブランド化、水産業・農業の6次産業化などのソフト対策により高付加価値化を図りつつ、沿道型販売所の整備、農業用施設整備に対する支援等のハード対策も実施し、地域産業の復興を図る。
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）
(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 安全確保と生活再建の観点から、頻度の高い津波への整備目標高さに対し、最大クラスの津波シミュレーションを行い再現された結果に基づいた土地利用を図ります。 - 中心市街地 L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波による一定程度の浸水を許容するまちづくりを行う。主として住宅地、商業業務地として利用する。 - 低平地市街地 L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ都市機能を集約再配置し、主として防災機能の拠点となる公共施設用地、住宅地、商業業務地として利用する。L2津波が浸水する箇所は、主として公園や工業用地として利用する。 - 漁業集落およびその他の集落

L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ住宅地を移転する。L2津波が浸水する箇所は、主に水産関連施設用地や農地として利用する。

- ・ 地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

① 大槌湾・両石湾沿岸

- ・ 片岸地区、鵜住居地区は、L1 津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2 津波が浸水しない J R 山田線より西側の区域を主に住宅地として土地利用を図る。J R 山田線より東側については、業務用地、公園、農地（土地区画整理事業区域内に整備する市民農園）などの非居住用途とする。
- ・ 根浜地区は、砂浜などの地域資源を活用した観光レクリエーションエリアとして整備するため、観光施設用地として土地利用するほか、L2 津波が浸水しない高台は住宅地として土地利用する。
- ・ その他の半島部の集落は、L2 津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間の L2 津波が浸水する区域は、漁業関連施設、産業施設など非居住の業務系用途とする。
- ・ 発災時の箱崎半島の集落の孤立解消を図るため箱崎半島内陸部（鵜住居～根浜間）にアクセス道路を整備する。室浜地区、箱崎白浜地区、桑ノ浜地区、両石地区においては、移転元と住宅団地の間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

② 釜石湾沿岸

- ・ 釜石東部地区は、釜石市の復興を先導する拠点であり、主として商業用地、業務用地、住宅用地として土地利用する。浸水深が大きい区域は産業施設エリアとして水産加工業等の工業用地や公園として土地利用する。公共公益施設や津波防災拠点施設等を集約させた市街地を整備する。
- ・ 嬉石松原地区、平田地区、尾崎白浜地区は、住宅地として利用する他、居住に適さない区域は水産漁業関係施設用の産業用地や商業地、公園として土地利用する。
- ・ 釜石東部地区、嬉石松原地区、平田地区においては、L2 津波が浸水する区域であっても、想定浸水深が 2 m を下回る土地の区域については住居系も含む土地利用を図り、想定浸水深が 2 m を超える土地の区域については住宅建設を制限する規制を導入して非居住の土地利用を誘導する。
- ・ 尾崎白浜地区においては、移転元と住宅団地の間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

③ 唐丹湾沿岸

- ・ L2 津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間の L2 津波が浸水する区域は、漁業関連施設、農地、産業施設など非居住の業務系用途とする。
- ・ 荒川地区の一部において土地改良事業を実施するほか、唐丹片岸地区において農地の災害復旧事業を行い、本郷地区において農地の災害復旧事業の実施を検討する。佐須地区においては、移転跡地の農地利用を検討する。
- ・ 佐須地区、花露辺地区、本郷地区、大石地区においては、移転元と住宅団地の間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	片岸1地区	事業の名称：片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度

		種類：土地区画整理事業
	鵜住居 1 地区	事業の名称：鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～31年度 種類：土地区画整理事業
	東部 1 地区	事業の名称：東部地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	嬉石松原 1 地区	事業の名称：嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	平田 1 地区	事業の名称：平田地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
(2) 土地改良事業	荒川 2 地区	事業の名称：農用地災害復旧関連区画整理事業（復興基盤総合整備事業） 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：土地改良事業（区画整理）
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	室浜 1 地区	事業の名称：室浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度
	根浜 1 地区	事業の名称：根浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度

		26
箱崎 1 地区	事業の名称：箱崎地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 26	
箱崎白浜 1 地区	事業の名称：箱崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 26	
桑ノ浜 1 地区	事業の名称：桑ノ浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 26	
両石 1 地区	事業の名称：両石地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 26	
尾崎白浜 1 地区	事業の名称：尾崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 26	
花露辺 1 地区	事業の名称：花露辺地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>26</u> 年度 25	
本郷 1 地区	事業の名称：本郷地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 26	

	小白浜 1 地区	事業の名称：唐丹地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 26
	荒川 1 地区	事業の名称：荒川地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 26
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	片岸 2 地区	事業の名称：片岸地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
	鵜住居 2 地区	事業の名称：鵜住居地区津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：鵜住居地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
	鵜住居 3 地区	事業の名称：地域屋外スポーツセンター整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：復興拠点整備事業
	鵜住居 4 地区	事業の名称：鵜住居2号線道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：道路事業
	箱崎白浜 2 地区	事業の名称：箱崎白浜地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～26 年度 種類：道路事業

両石 2 地区	事業の名称：両石地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：道路事業
水海 1 地区	事業の名称：水海地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
東部 2 地区	事業の名称：釜石東部津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：東部地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
東部 5 地区	事業の名称：東部地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
小白浜 2 地区	事業の名称：唐丹地区新校舎（体育館）建設事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：公立学校施設整備事業
小白浜 2 地区	事業の名称：唐丹地区公民館施設整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石市唐丹地区唐丹小・中学校（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：公立学校施設整備事業
小白浜 2 地区	事業の名称：唐丹地区防災拠点機能整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石市唐丹地区唐丹小・中学校（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：復興拠点整備事業

(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	室浜 2 地区	事業の名称：室浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（第 1 種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 26
	室浜漁港	事業の名称：室浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成 24 年度～27 年度
	片岸 3 <u>地区</u>	事業の名称：産業用地整備事業 事業主体：(株)バイオ・パワー・ジャパン、釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	片岸漁港	事業の名称：片岸漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：片岸漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	仮宿 1 地区	事業の名称：仮宿地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：仮宿漁港（第 1 種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成 <u>26</u> 年度 24

仮宿漁港	事業の名称：仮宿漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：仮宿漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
桑ノ浜2地区	事業の名称：桑ノ浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：桑ノ浜漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 25
桑ノ浜漁港	事業の名称：桑ノ浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：桑ノ浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
新浜町1地区	事業の名称：新浜町地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石港（第3種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
嬉石漁港	事業の名称：嬉石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：嬉石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
平田漁港	事業の名称：平田漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：平田漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
佐須1地区	事業の名称：佐須地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 25
佐須漁港	事業の名称：佐須漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
花露辺2地区	事業の名称：花露辺地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市

		実施区域：唐丹漁港（第2種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～ <u>26</u> 年度 25
	白浜（釜石）漁港	事業の名称：白浜（釜石）漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：白浜（釜石）漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	大石1地区	事業の名称：大石地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 25
	大石漁港	事業の名称：大石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度
	<u>片岸4地区</u>	<u>事業の名称：鶴住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鶴住居川水系鶴住居川改修工事（鶴住居川水門）及びこれに伴う市道付替工事</u> <u>事業主体：岩手県</u> <u>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</u> <u>実施予定期間：平成23年度～29年度</u>
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成 <u>23</u> 年度から平成30年度まで 24		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号）		

4－① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	集団移転促進事業	根浜1地区	<u>土地利用基本計画の森林地域</u>	<u>変更</u>	<u>1 (0.60)</u>	<u>2 (1.65)</u> 1 (1.06)	<u>(注) 6 参照</u> <u>今回の変更による拡大は</u> <u>0.60ha、縮小は0.59ha</u>
			<u>地域森林計画区域</u>	<u>変更</u>	<u>0.60</u>	<u>1.65</u> 1.06	
2	集団移転促進事業	小白浜1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (1.98)	
			地域森林計画区域	変更		1.98	
3	集団移転促進事業	荒川1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (1.08)	
			地域森林計画区域	変更		1.08	
4	都市施設の整備に関する事業	鵜住居2地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		11 (10.55)	
			地域森林計画区域	変更		10.55	
5	都市施設の整備に関する事業	鵜住居4地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		6 (6.39)	
			地域森林計画区域	変更		6.39	
<u>6</u>	<u>集団移転促進事業</u>	<u>桑ノ浜1地区</u>	<u>土地利用基本計画の森林地域</u>	<u>変更</u>		<u>1 (1.44)</u>	
			<u>地域森林計画区域</u>	<u>変更</u>		<u>1.44</u>	
	<u>その他施設の整備に関する事業</u>	<u>桑ノ浜2地区</u>	<u>保安林</u>	<u>解除</u>		<u>0.0187</u>	

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

6 土地利用基本計画の森林地域は、拡大0.60ha、縮小0.59ha、合計で拡大0.01haとなり、変更面積が1ha未満であるため、第7回復興整備協議会協議案件とはならない。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （大臣 許可）	都市計画法			農地法 （知事 許可）	農振法	森林法		自然 公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	市街地開発事業	片岸1地区	○										
			○										
		鶉住居1地区	○										
2	集団移転促進事業	平田1地区	○										
			○										
		室浜1地区	○										
			○										
		根浜1地区	○										
			○										
		箱崎1地区	○										
		箱崎白浜1地区	○										
		桑ノ浜1地区	○										
			○										
		両石1地区	○										

		尾崎白浜 1 地区	○										
		花露辺 1 地区	○										
			○										
		本郷 1 地区	○										
		小白浜 1 地区	○										
		荒川 1 地区	○										
13	その他施設の整備に関する事業	室浜 2 地区	○										
		桑ノ浜 2 地区	○										
		佐須 1 地区	○										
		花露辺 2 地区	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図 (1/3)

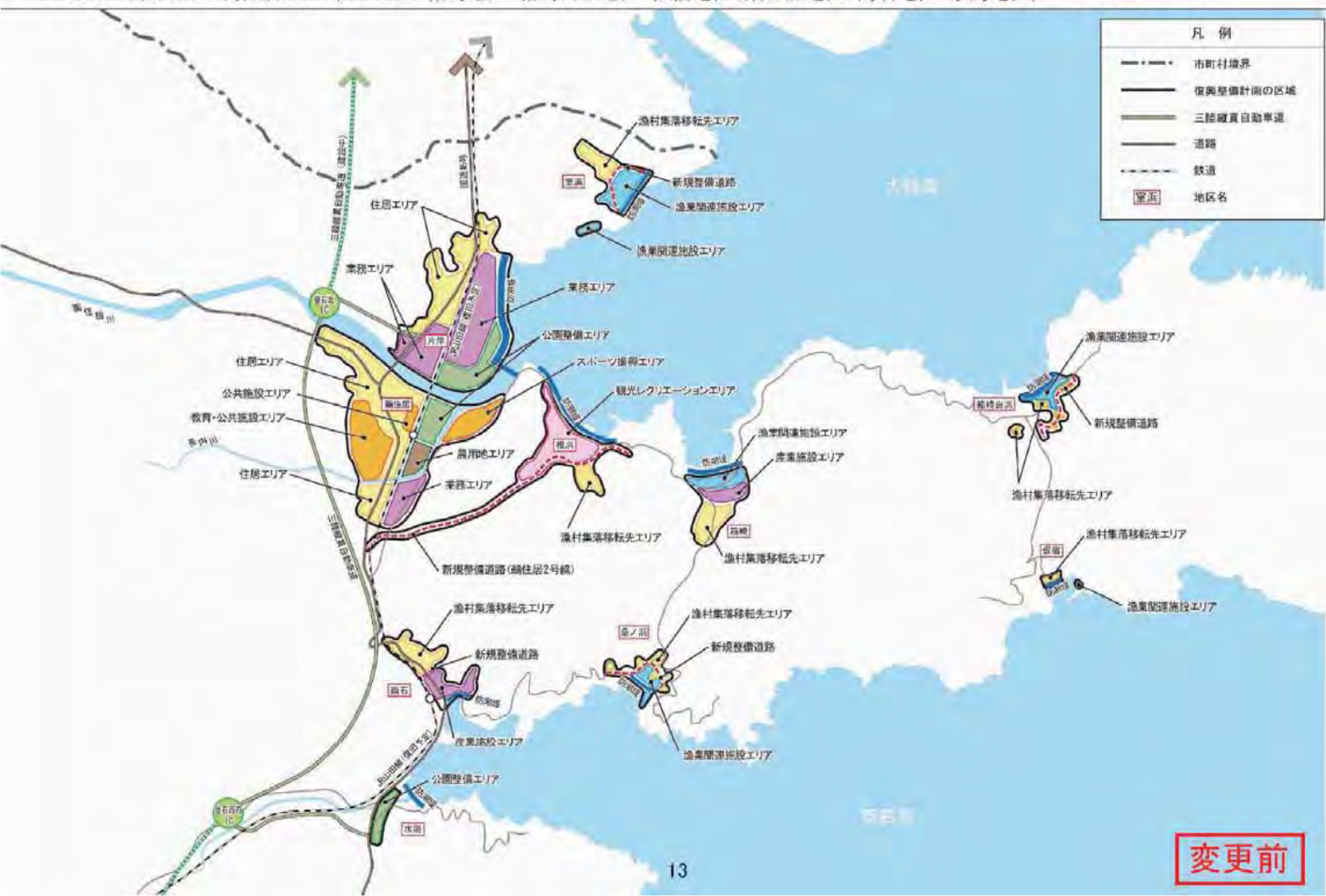
(室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000

0 1000 2000

凡 例

- 市町村境界
- 復興整備計画の区域
- 三陸復興自動車道
- 道路
- - - 鉄道
- 地区名



土地利用構想図 (1/3)

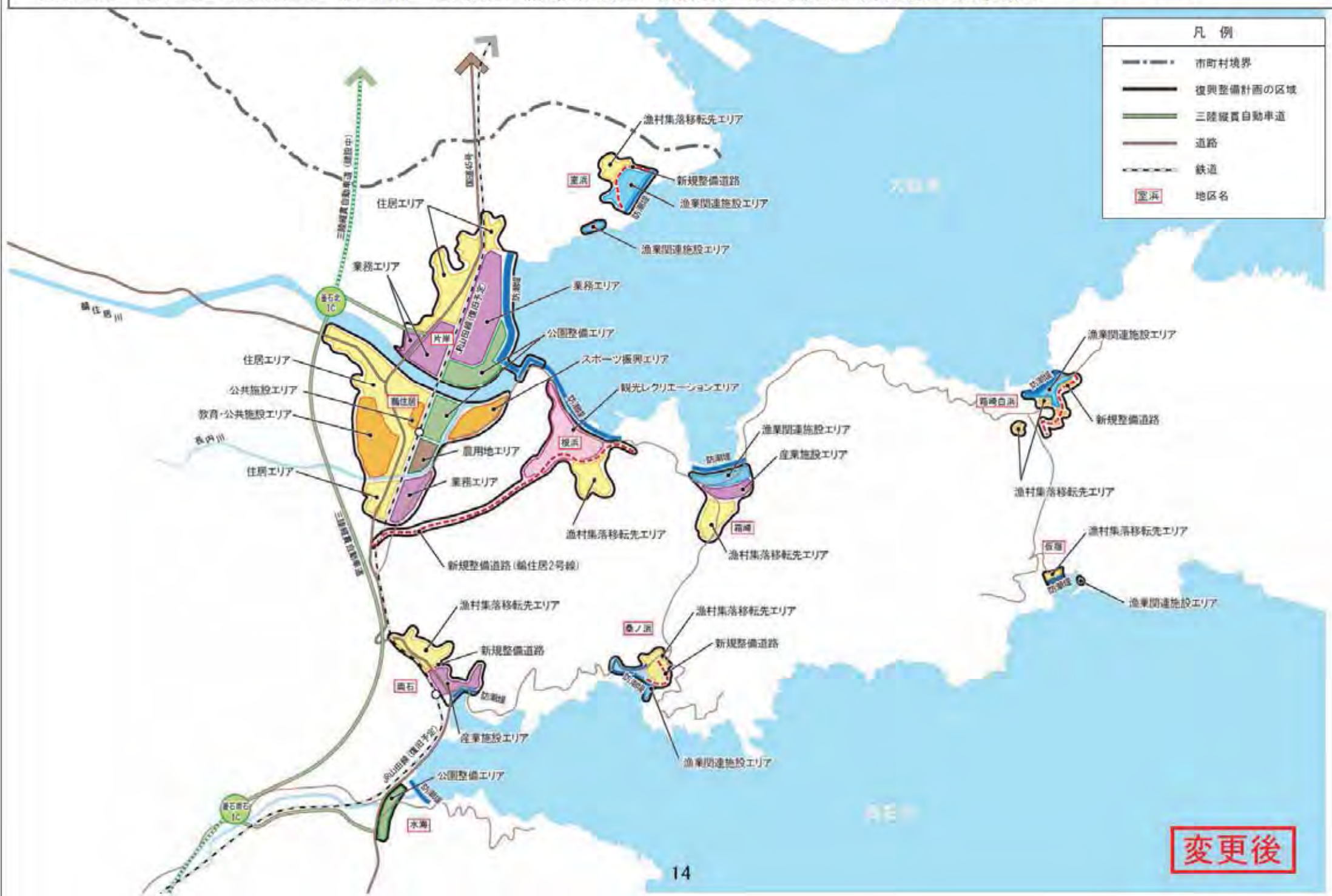
(室浜地区・片岸地区・鶴住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000



凡例

- 市町村境界
- 復興整備計画の区域
- 三陸縦貫自動車道
- 道路
- 鉄道
- 地区名



変更後

土地利用構想図 (2/3)

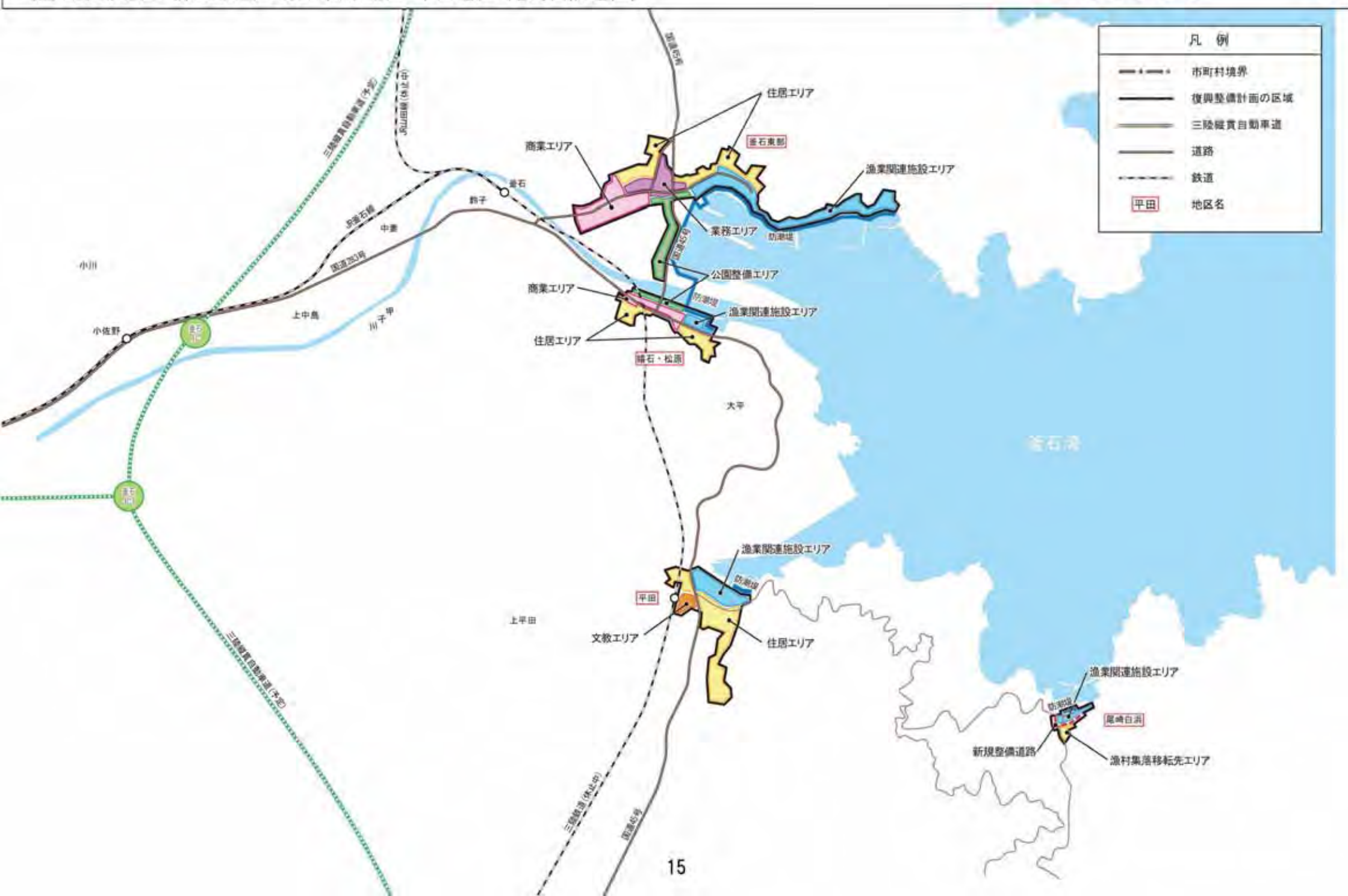
(釜石東部地区・新浜町地区・嬉石松原地区・平田地区・尾崎白浜地区)

1:25,000

0 1000 2000

凡 例

- 市町村境界
- 復興整備計画の区域
- 三陸復興自動車道
- 道路
- 鉄道
- 地区名



土地利用構想図 (3/3)

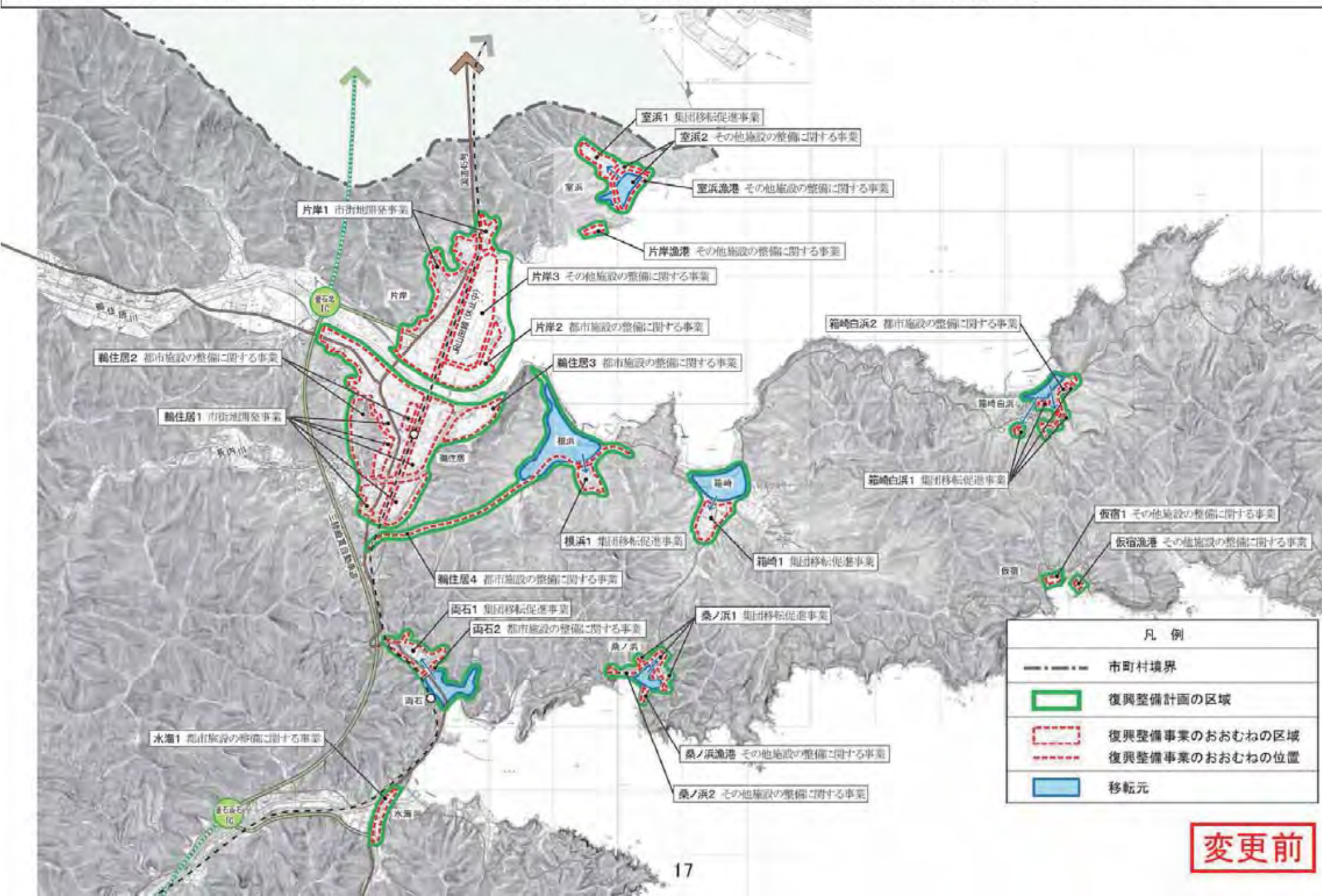
(佐須地区・花露辺地区・本郷地区・小白浜地区・唐丹片岸地区・荒川地区・大石地区)

1:25,000



凡 例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	三陸縦貫自動車道
	道路
	鉄道
	佐須 地区名



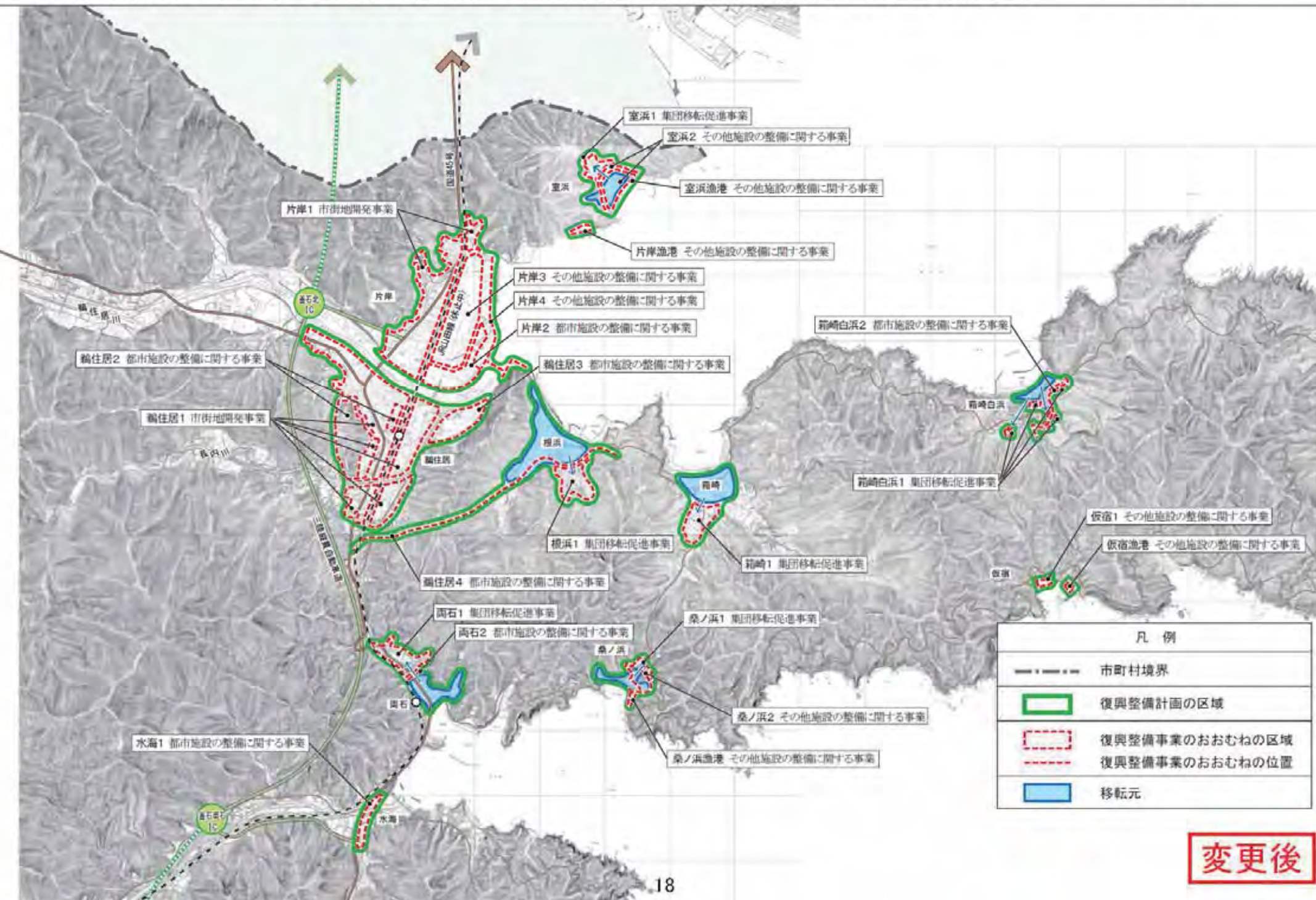


復興整備事業総括図 (1/3)

(室浜地区・片岸地区・鶴住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000

0 1000 2000



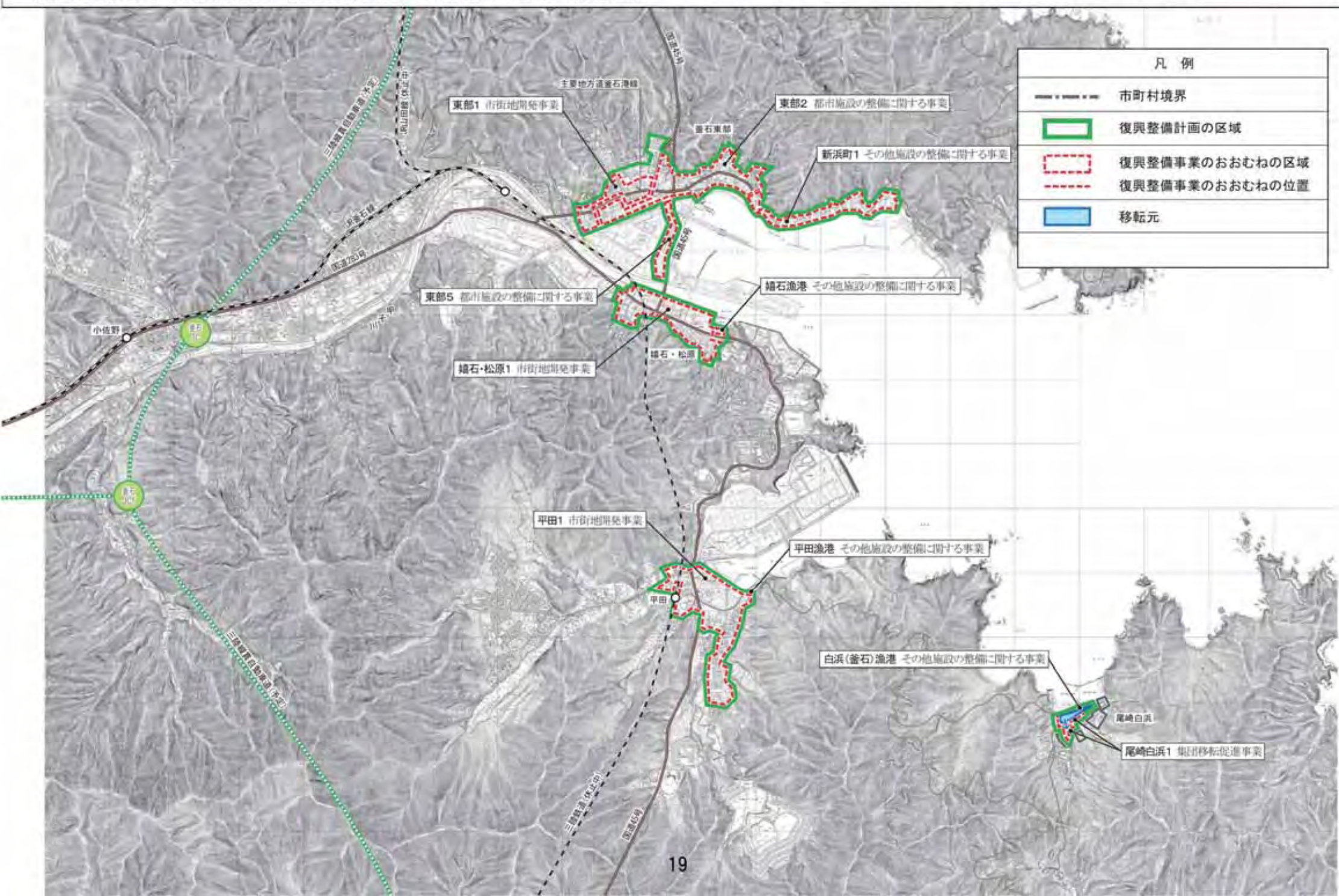
変更後

復興整備事業総括図 (2/3)

(釜石東部地区・新浜町地区・嬉石松原地区・平田地区・尾崎白浜地区)

1:25,000

0 1000 2000

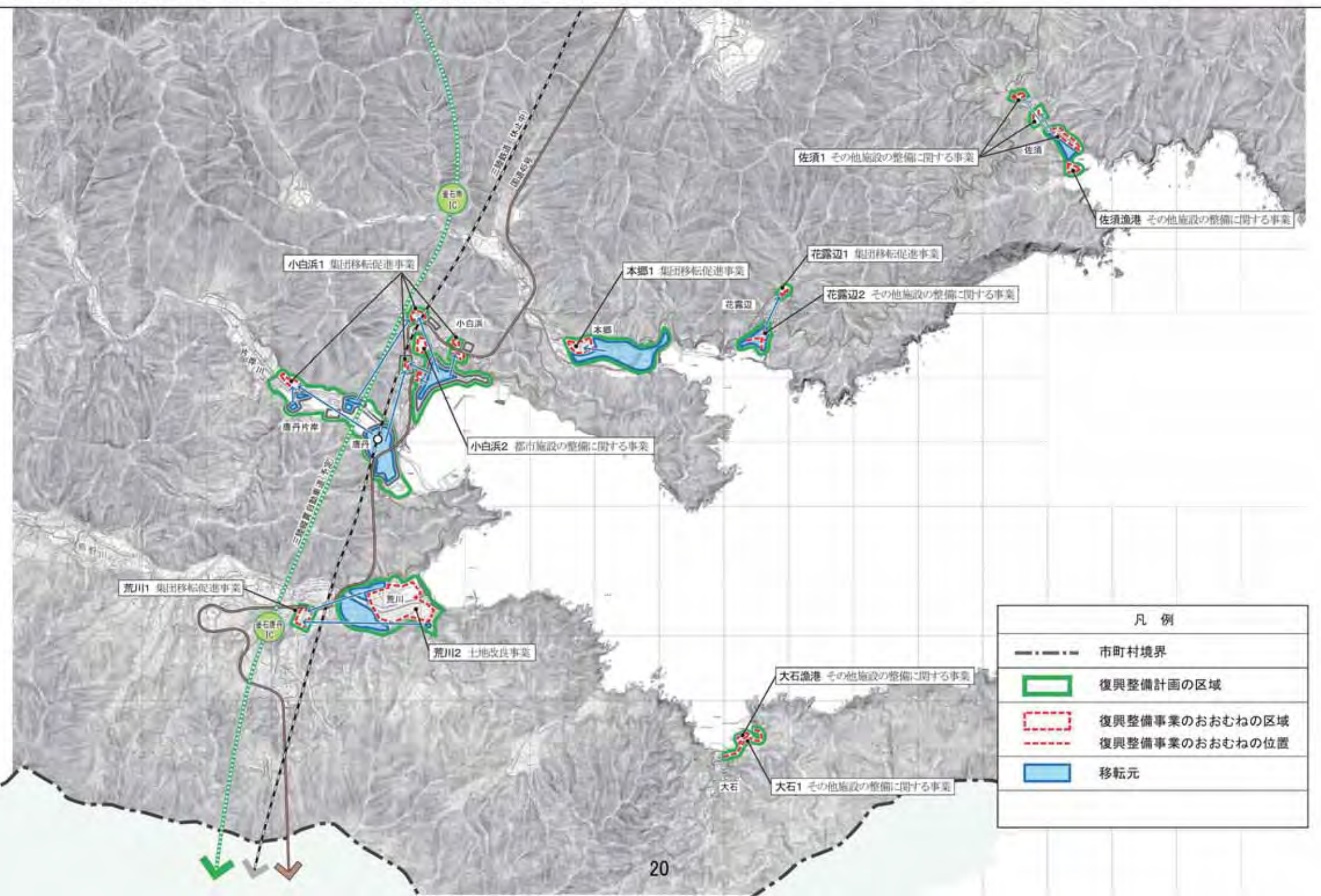


復興整備事業総括図 (3/3)

(佐須地区・花露辺地区・本郷地区・小白浜地区・唐丹片岸地区・荒川地区・大石地区)

1:25,000

0 1000 2000



凡例

- 市町村境界
- 復興整備計画の区域
- 復興整備事業のおおむねの区域
復興整備事業のおおむねの位置
- 移転元

変更地域別概要

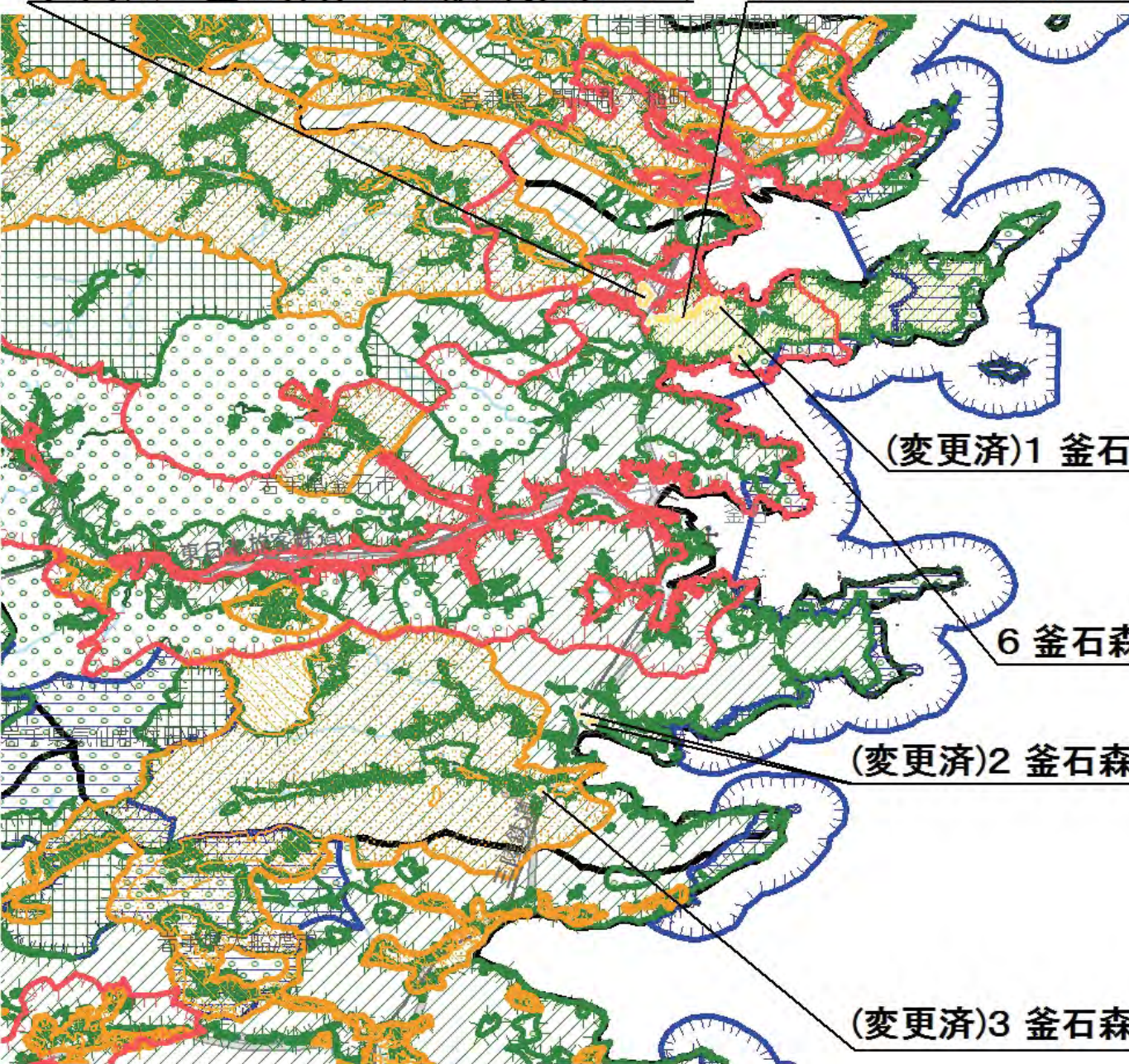
整理 番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)					変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との 重複		細区分の 指定状況		白地地 域の増 減	地目	面積			
					名称	面積	名称	面積						
6	釜石森林地域 (14-12)	釜石市 (桑ノ浜地区)		1	都	1				森林	1	防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業による住宅地等の整備に伴い、森林でなくなる見込みであり、森林として利用保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域 森林計画の変更	
合 計				1										

【記載上の注意事項】

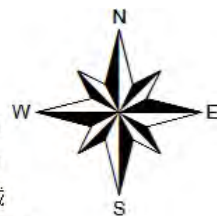
- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例: ○○都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例: 開発を抑制するために○○法の○○区域も指定する)
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」欄には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例: ○○農政局○○課に○月○日文書にて照会。○月○日時点未回答。○月○日口頭で了解の旨連絡受け。)

変更位置図1～6(基本計画図14-12)

(変更済)4 釜石森林地域(縮)(鵜住居地区) (変更済)5 釜石森林地域(縮)(鵜住居2号線地区)



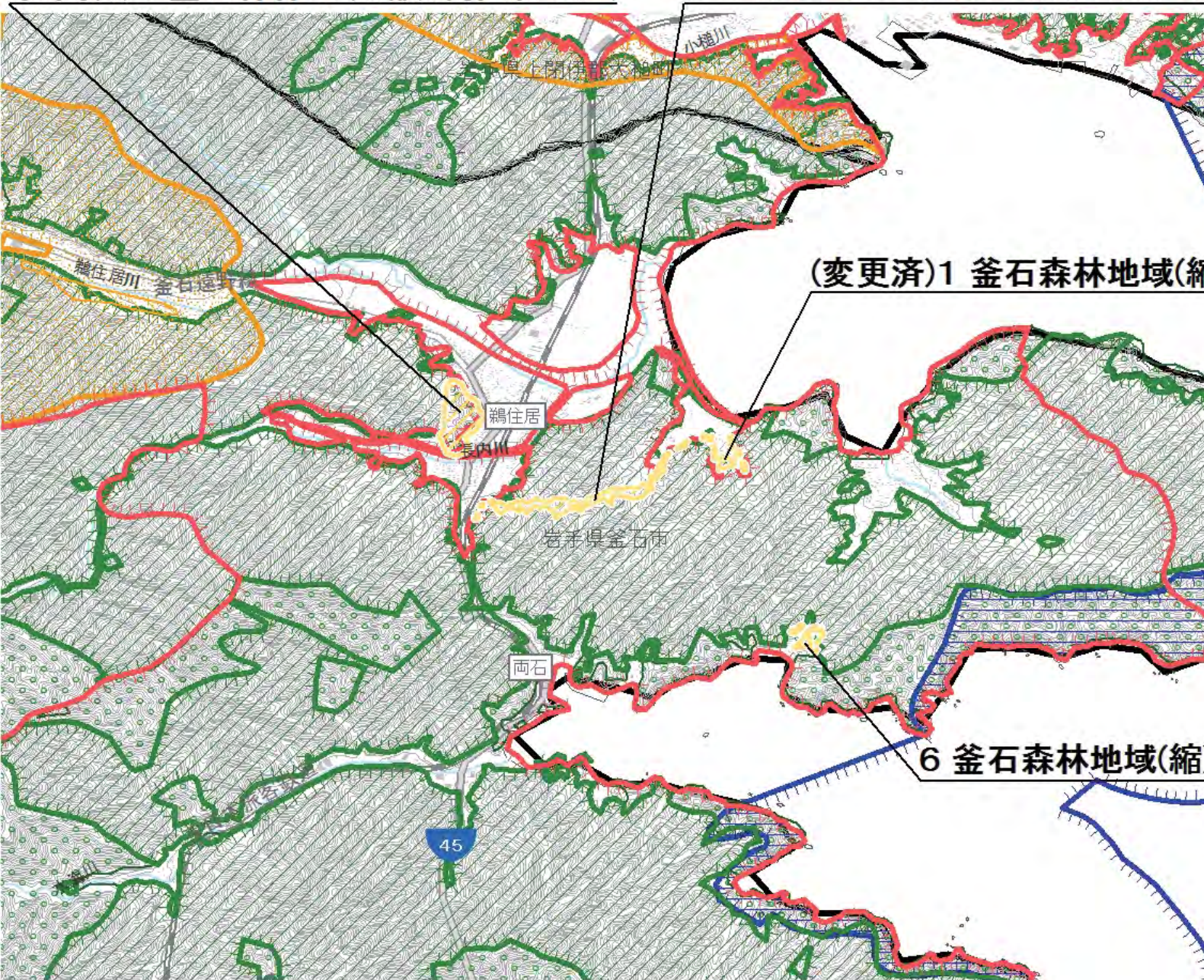
- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 都市・東京都の区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- 空港
- 港湾
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 海岸線
- 岩手県行政界
- 宮城県行政界
- 秋田県行政界
- 山形県行政界



変更区域図1、4～6(基本計画図14-12)

(変更済)4 釜石森林地域(縮)(鵜住居地区)

(変更済)5 釜石森林地域(縮)(鵜住居2号線地区)



(変更済)1 釜石森林地域(縮)(根浜地区)

6 釜石森林地域(縮)(桑ノ浜地区)

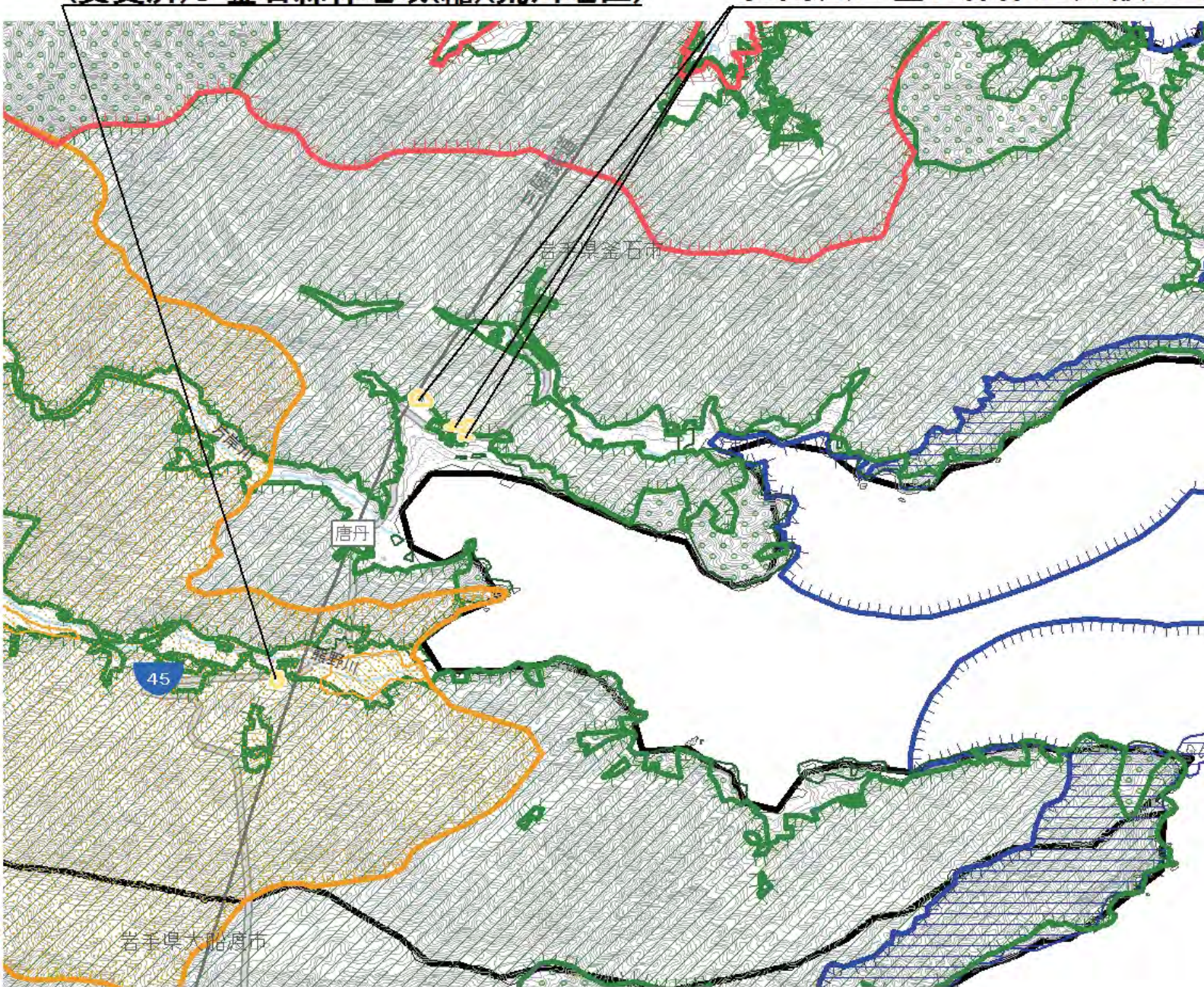
- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 都市・東京都区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- 空港
- 港湾
- 駅名
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 建築物
- 等高線
- 海岸線
- 岩手県行政界
- 宮城県行政界
- 秋田県行政界
- 山形県行政界



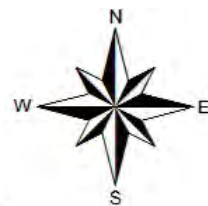
変更区域図2、3(基本計画図14-12)

(変更済)3 釜石森林地域(縮)(荒川地区)

(変更済)2 釜石森林地域(縮)(小白浜地区)



- 拡大(面)
 縮小(面)
 都市地域
 市街化区域
 市街化調整区域
 その他の用途地域
 農業地域
 農用地区域
 森林地域
 国有林
 地域森林計画対象民有林
 保安林
 自然公園地域
 特別地域
 特別保護地区
 自然保全地域
 原生自然環境保全地域
 特別地区
 行政区画
 都道府県界
 都市・東京都区界
 町村・指定都市の区界
 不明
 空港
 港湾
 駅名
 新幹線
 JR在来線
 その他鉄道
 高速道路
 一般国道
 主要地方道
 河川
 湖沼
 建築物
 等高線
 海岸線
 岩手県行政界
 宮城県行政界
 秋田県行政界
 山形県行政界



様式第 5 法第48条第 1 項第 6 号関係 (地域森林計画区域の変更関係)

森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

(注) 森林法の特例措置 (地域森林計画区域の変更) を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

区 分		変更前森林面積	変更後森林面積	備 考
総 数		1 0 2 , 3 3 5	<u>1 0 2 , 3 3 3</u>	
市町村別 内訳	大 船 渡 市	2 4 , 6 8 2	2 4 , 6 8 1	
	陸 前 高 田 市	1 6 , 9 8 8	1 6 , 9 8 8	
	住 田 町	2 2 , 6 4 8	2 2 , 6 4 8	
	釜 石 市	2 9 , 2 2 6	<u>2 9 , 2 2 5</u>	<u>△1.43ha</u>
大 槌 町		8 , 7 9 1	8 , 7 9 1	

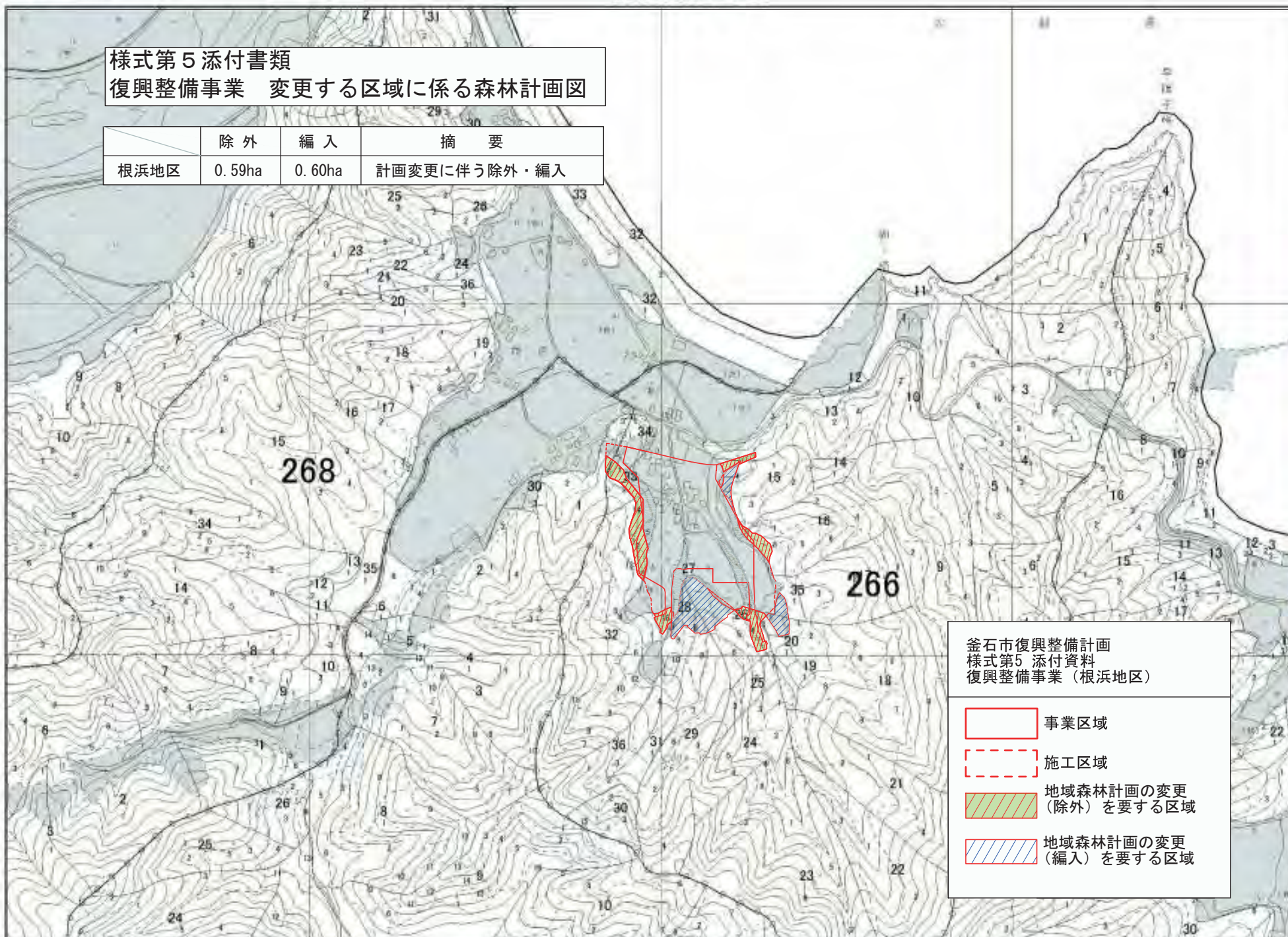
単位 ha

- 注 1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。
- 注 2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。
- 注 3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」
(平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 188 号林野庁長官通知) の附録第 6 号により作成
した変更する区域に係る森林計画図。

	除 外	編 入	摘 要
根浜地区	0.59ha	0.60ha	計画変更に伴う除外・編入

釜石市復興整備計画
様式第5 添付資料
復興整備事業（根浜地区）

-  事業区域
 -  施工区域
 -  地域森林計画の変更
(除外) を要する区域
 -  地域森林計画の変更
(編入) を要する区域

凡例

- 水戸1-10
 水戸14-35
 水戸36-
 水戸(道)
 アサガハ1-5
 アサガハ16-25
 アサガハ36-
 アサガハ(道)
 アサガハ1-15
 アサガハ16-35
 アサガハ36-
 アサガハ(道)
 その他計画範囲1-10
 その他計画範囲16-35
 その他計画範囲36-
 その他計画範囲(道)
 その他地区集約
 その他
 水辺沿道
 災害防止／土壌保全
 快速道路形成
 保護文化
 木材生産
 山地
 林道
 小浜
 商業道



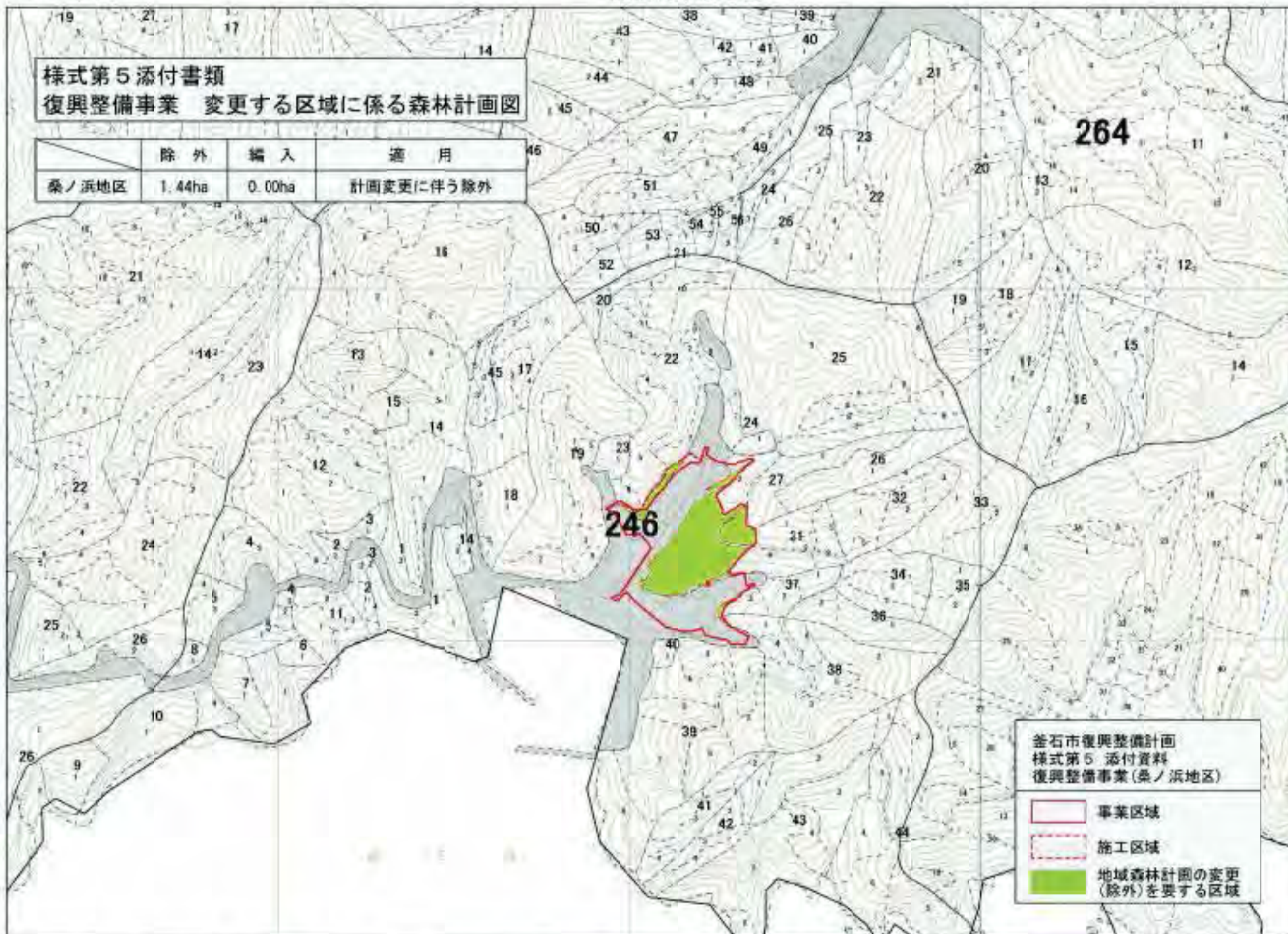
0 100 200 300 400 500メートル

・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

(C) GeoEye (C) 日本スペースイメージング(株)

様式第5 添付書類
復興整備事業 変更する区域に係る森林計画図

	除 外	編 入	適 用
桑ノ浜地区	1.44ha	0.00ha	計画変更に伴う除外



凡例

- 2371-15
- 2371-20
- 2371-25
- 2371-30
- 2371-35
- 2371-40
- 2371-45
- 2371-50
- 2371-55
- 2371-60
- 2371-65
- 2371-70
- 2371-75
- 2371-80
- 2371-85
- 2371-90
- 2371-95
- 2371-100
- 2371-105
- 2371-110
- 2371-115
- 2371-120
- 2371-125
- 2371-130
- 2371-135
- 2371-140
- 2371-145
- 2371-150
- 2371-155
- 2371-160
- 2371-165
- 2371-170
- 2371-175
- 2371-180
- 2371-185
- 2371-190
- 2371-195
- 2371-200
- 2371-205
- 2371-210
- 2371-215
- 2371-220
- 2371-225
- 2371-230
- 2371-235
- 2371-240
- 2371-245
- 2371-250
- 2371-255
- 2371-260
- 2371-265
- 2371-270
- 2371-275
- 2371-280
- 2371-285
- 2371-290
- 2371-295
- 2371-300
- 2371-305
- 2371-310
- 2371-315
- 2371-320
- 2371-325
- 2371-330
- 2371-335
- 2371-340
- 2371-345
- 2371-350
- 2371-355
- 2371-360
- 2371-365
- 2371-370
- 2371-375
- 2371-380
- 2371-385
- 2371-390
- 2371-395
- 2371-400
- 2371-405
- 2371-410
- 2371-415
- 2371-420
- 2371-425
- 2371-430
- 2371-435
- 2371-440
- 2371-445
- 2371-450
- 2371-455
- 2371-460
- 2371-465
- 2371-470
- 2371-475
- 2371-480
- 2371-485
- 2371-490
- 2371-495
- 2371-500
- 2371-505
- 2371-510
- 2371-515
- 2371-520
- 2371-525
- 2371-530
- 2371-535
- 2371-540
- 2371-545
- 2371-550
- 2371-555
- 2371-560
- 2371-565
- 2371-570
- 2371-575
- 2371-580
- 2371-585
- 2371-590
- 2371-595
- 2371-600
- 2371-605
- 2371-610
- 2371-615
- 2371-620
- 2371-625
- 2371-630
- 2371-635
- 2371-640
- 2371-645
- 2371-650
- 2371-655
- 2371-660
- 2371-665
- 2371-670
- 2371-675
- 2371-680
- 2371-685
- 2371-690
- 2371-695
- 2371-700
- 2371-705
- 2371-710
- 2371-715
- 2371-720
- 2371-725
- 2371-730
- 2371-735
- 2371-740
- 2371-745
- 2371-750
- 2371-755
- 2371-760
- 2371-765
- 2371-770
- 2371-775
- 2371-780
- 2371-785
- 2371-790
- 2371-795
- 2371-800
- 2371-805
- 2371-810
- 2371-815
- 2371-820
- 2371-825
- 2371-830
- 2371-835
- 2371-840
- 2371-845
- 2371-850
- 2371-855
- 2371-860
- 2371-865
- 2371-870
- 2371-875
- 2371-880
- 2371-885
- 2371-890
- 2371-895
- 2371-900
- 2371-905
- 2371-910
- 2371-915
- 2371-920
- 2371-925
- 2371-930
- 2371-935
- 2371-940
- 2371-945
- 2371-950
- 2371-955
- 2371-960
- 2371-965
- 2371-970
- 2371-975
- 2371-980
- 2371-985
- 2371-990
- 2371-995
- 2371-1000

釜石市復興整備計画
様式第5 添付資料
復興整備事業(桑ノ浜地区)

事業区域
施工区域
地域森林計画の変更
(除外)を要する区域



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第 5 ― 2 法第48条第 1 項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

(注) 森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在			復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字			
金石市	鵜住居町	第22地割	40他	名称：根浜1地区防災集団移 転促進事業 種類：防災集団移転促進事業	施工区域3.71ha うち対象森林 拡大0.60ha 縮小0.59ha
金石市	箱崎町	第13地割	7-4 他	名称：桑ノ浜1地区防災集団 移転促進事業 種類：防災集団移転促進事業 名称：桑ノ浜2地区漁業集落 防災機能強化事業 種類：漁業集落防災機能強化 事業	施工区域3.43ha うち対象森林 縮小1.44ha

注 1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注 2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注 3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。なお、面積は、小数面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数

注 4 第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注 5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

	除 外	編 入	摘 要
根浜地区	0.59ha	0.60ha	計画変更に伴う除外・編入



- 凡例
- スギ1-15
 - スギ16-35
 - スギ36-
 - スギ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - シママツ1-15
 - シママツ16-35
 - シママツ36-
 - シママツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 未調査
 - 災害防止・土壌保全
 - 快速緑地形成
 - 緑地文化
 - 木材生産
 - 空地
 - 林道
 - 小径
 - 遊歩道



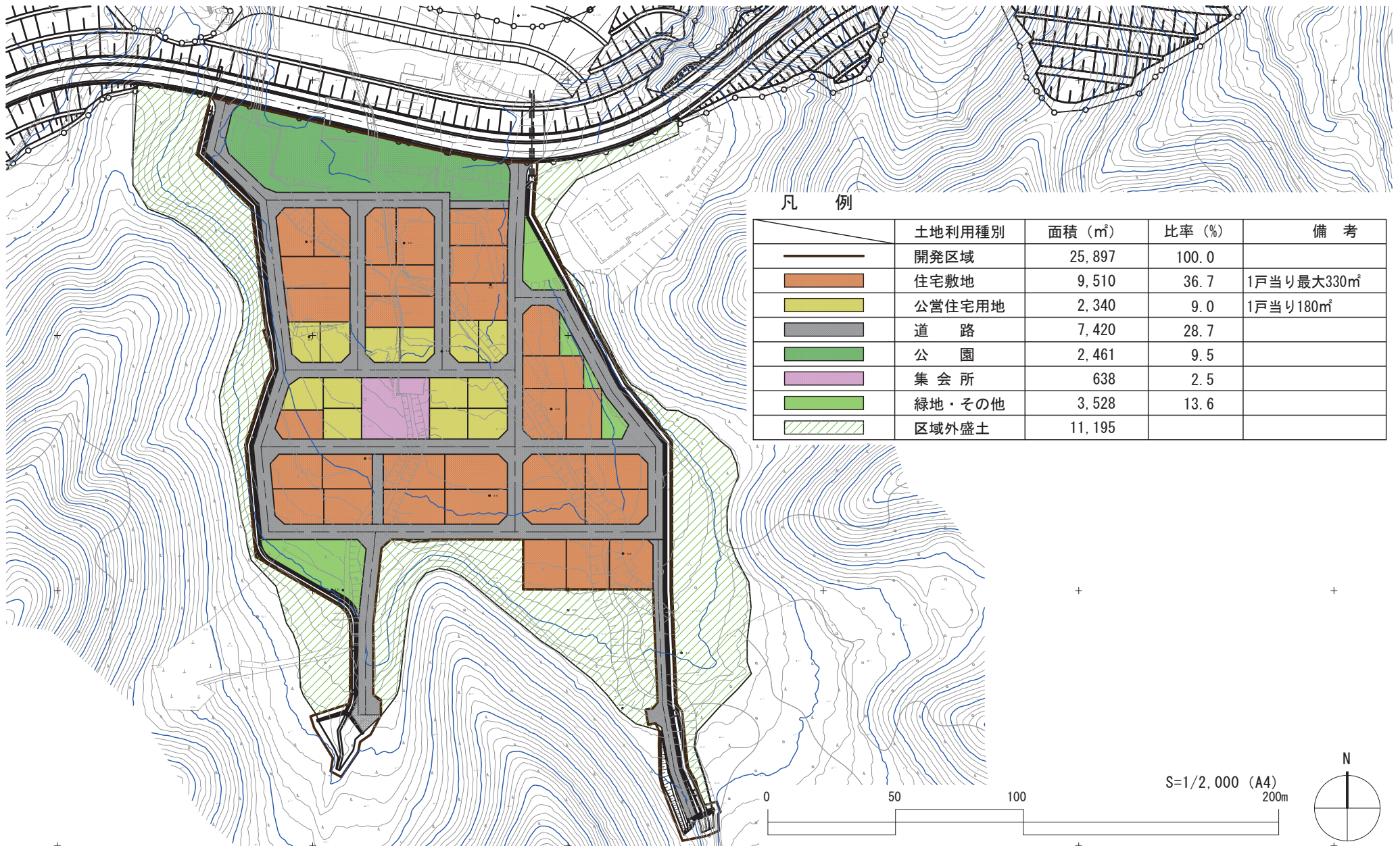
・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

(C) GeoEye (C) 日本スペースイメージング(株)



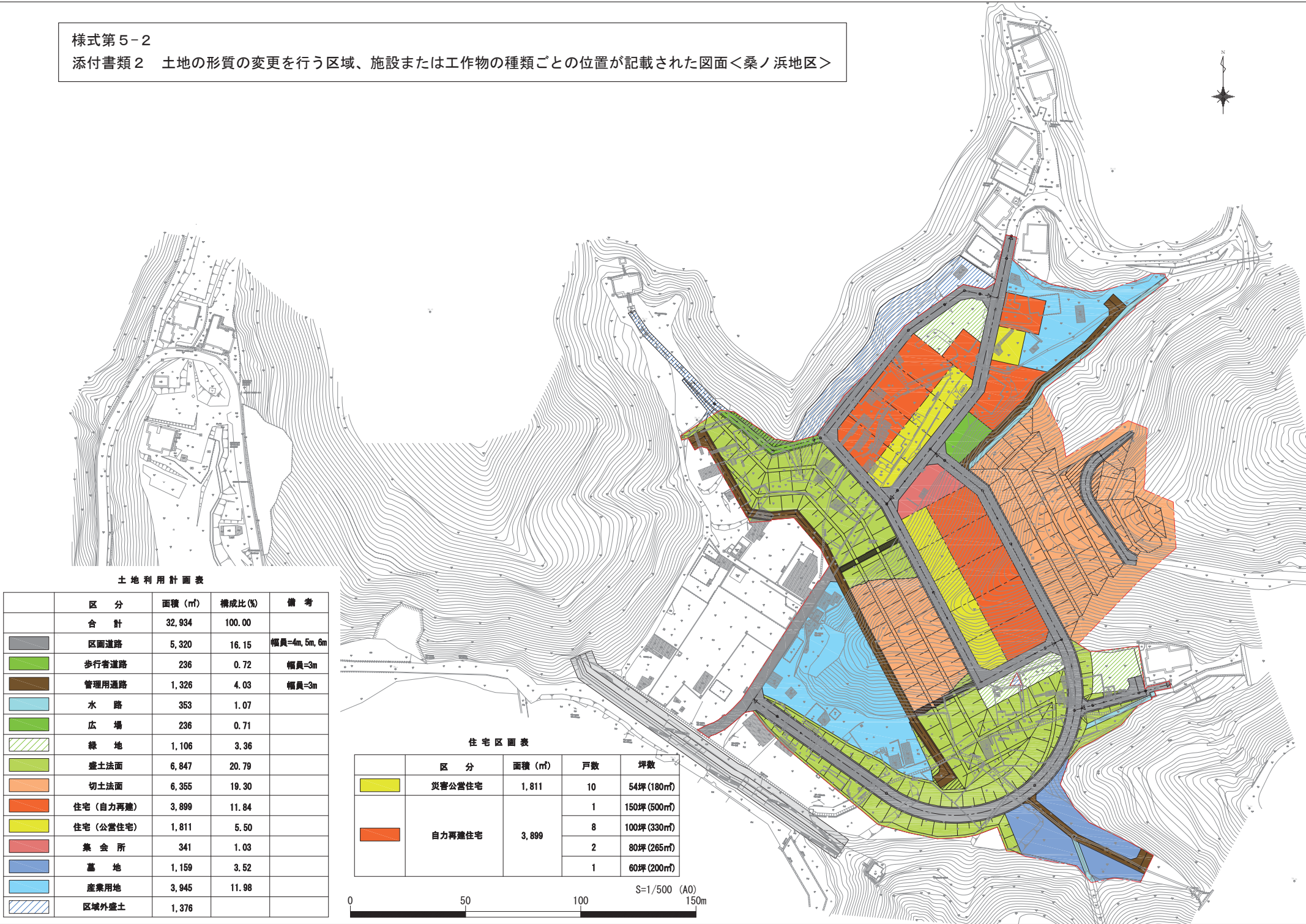
様式第 5－2

添付書類 2 土地の形質の変更を伴う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面<根浜地区>



様式第5-2

添付書類 2 土地の形質の変更を行う区域、施設または工作物の種類ごとの位置が記載された図面<桑ノ浜地区>



復興整備事業に関する事項

【根浜地区防災集団移転促進事業の概要】

- 1、事業実施主体 釜石市
- 2、事業実施期間 平成 24 年度～平成 27 年度
- 3、総事業費 1,921,314(千円)
- 4、事業概要

当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深 15mの津波に襲われた。今後、岩手県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2 津波襲来時には 15mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転を行う。

【住宅団地の整備】

- (1)、主体工事
住宅敷地整備 44 戸
- (2)、関連公共施設
団地内道路 L=1,230m、公園整備 A=2,462 m²、集会所用地 638 m²
緑地用地 A=1,646 m²
- 5、事業スケジュール

項 目	平成23年度		平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	第4回半期		第1回半期	第2回半期	第3回半期	第4回半期	第1回半期	第2回半期	第3回半期	第4回半期	第1回半期	第2回半期	第3回半期	第4回半期	第1回半期	第2回半期	第3回半期	第4回半期	第1回半期	第2回半期	第3回半期	第4回半期
地籍測量 地質調査																						
基本設計 実施設計																						
住宅団地用地取得 及び造成																						
住宅建設等助成																						
公共施設整備																						
各地農地買収の買収																						
移転助成費																						

住宅敷地としての必要な面積確保しつつ、必要最小限の土地造成に止めるとともに、法面部分については、一部を除きコンクリートを使用しない植生緑化とすることとで、周辺の自然景観との同調を図る。また、施工にあたっては法面の洗掘等による土砂の流出防止のため、必要箇所をシートで覆うなどの対策を行う。

復興整備事業に関する事項

【桑ノ浜地区防災集団移転促進事業の概要】

- 1、事業実施主体 釜石市
- 2、事業実施期間 平成 24 年度～平成 27 年度
- 3、総事業費 815,140(千円)
- 4、事業概要

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた釜石市沿岸において、住宅を失った被害者の居住の安定を図る為、集団移転地の供給と恒久的な住宅の供給を推進する。

【住宅団地の整備】

(1)、主体工事

住宅敷地整備 22 戸

(2)、関連公共施設

団地内道路 L＝902m、公園緑地整備 A＝1,342 m²、集会所用地 341 m²

5、事業スケジュール

項 目	平成25年度		平成26年度										平成27年度		平成28年度	
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期
地影測量 地籍調査																
基本設計 実施設計																
住宅団地用地取得 及び造成																
住宅建設等助成																
公共施設整備																
宅地用地買収の買収																
移転助成費																

住宅敷地としての必要な面積確保しつつ、必要最小限の土地造成に止めるとともに、法面部分については、一部を除きコンクリートを使用しない植生緑化とすることとで、周辺の自然景観との同調を図る。また、施工にあたっては法面の洗掘等による土砂の流出防止のため、必要箇所をシートで覆うなどの対策を行う。

様式第 6 法第 48 条第 1 項第 7 号関係 (保安林の指定又は解除関係)

森林法第 26 条の 2 に規定する保安林の指定の解除に関する事項

(注) 森林法の特例措置 (保安林の指定又は解除) を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所					全面積		要解除 実測面積		備 考	
市郡	町村	大字 (冠せず)	字 (冠せず)	地番	実測					
釜石市		箱崎町	第 13 地割	61 番 22	ha 0	3481	ha 0	0187	土砂崩壊防備保安林	
合計					0	3481	0	0187		

添付書類

- 1 解除調書
- 2 解除調査地図
- 3 位置図(省略：計画書本体復興整備事業総括図による)
- 4 その他必要な書類

(1) 事業計画書(転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書)

(2) 代替施設計画書 (転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書)

(3) 他法令による許可証書等の書類の写し

(4) 現況写真

(5) 保安林解除図 (地籍測量図)

(6) 事業施設配置図(兼)代替施設配置図

(7) その他参考となるべき事項

注意事項

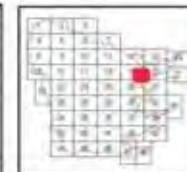
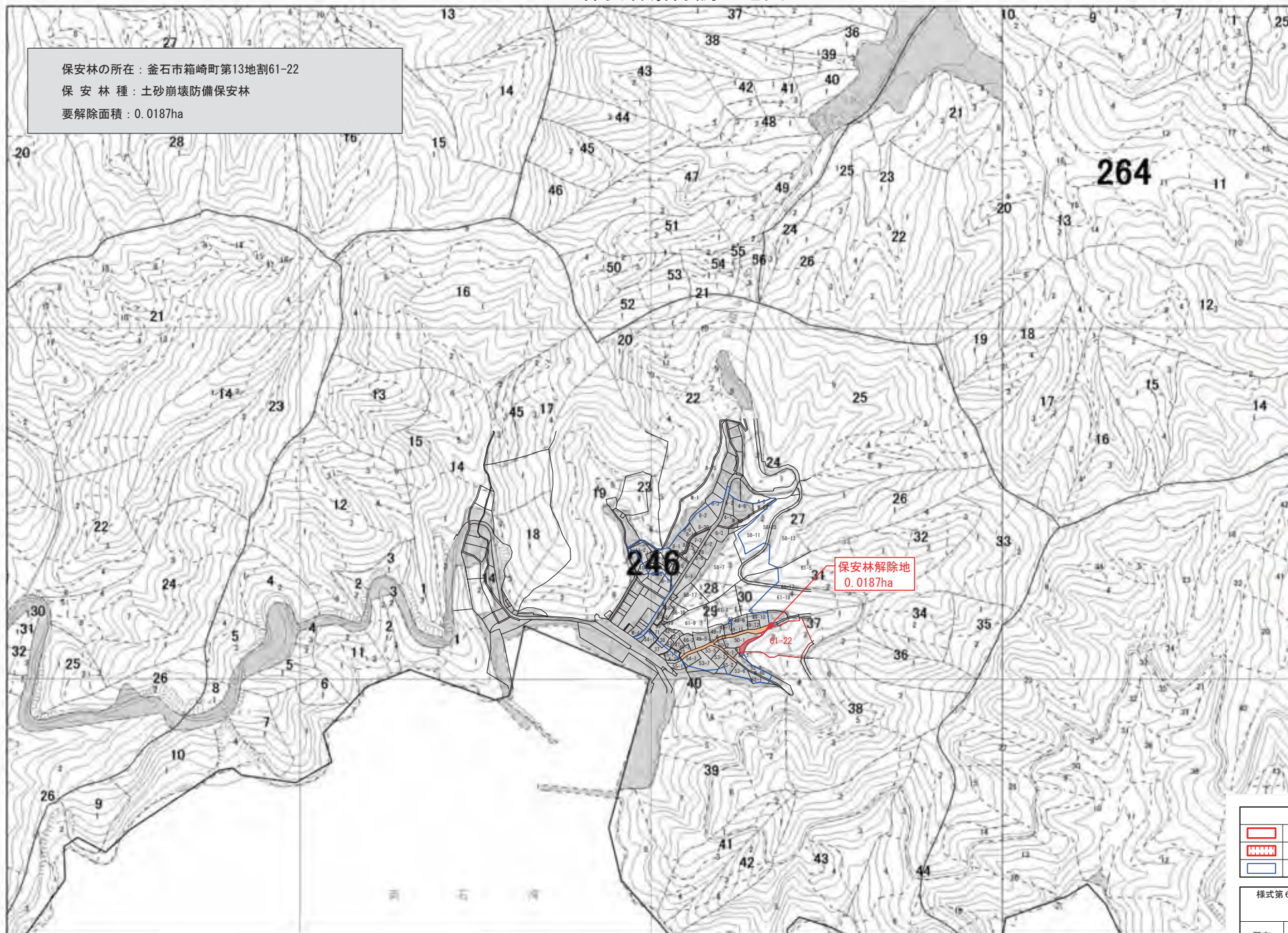
- 1 面積は、小数第 4 位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、復興整備計画作成マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて (昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野庁長官通知)」、「保安林指定調書等の様式について」(昭和 45 年 8 月 8 日付 45 林野第 1553 号長官通知) その他の関係通知等に準じて事務処理されたい。

保安林解除調査地図

保安林の所在：釜石市箱崎町第13地割61-22

保安林種：土砂崩壊防備保安林

要解除面積：0.0187ha



凡例

- スケ1-15
- スケ16-35
- スケ36-
- スケ(置)
- スケ71-15
- スケ716-35
- スケ7236-
- スケ72(置)
- スケ721-15
- スケ7216-35
- スケ7236-
- スケ72(置)
- その他針葉樹1-15
- その他針葉樹16-35
- その他針葉樹36-
- その他針葉樹(置)
- その他広葉樹
- その他
- 水土保全林
- 森林と人との共生林
- 資源の循環利用林
- 林道
- 小田
- 地蔵道



凡例

	保安林区域
	保安林解除区域
	事業区域

様式第6 添付書類

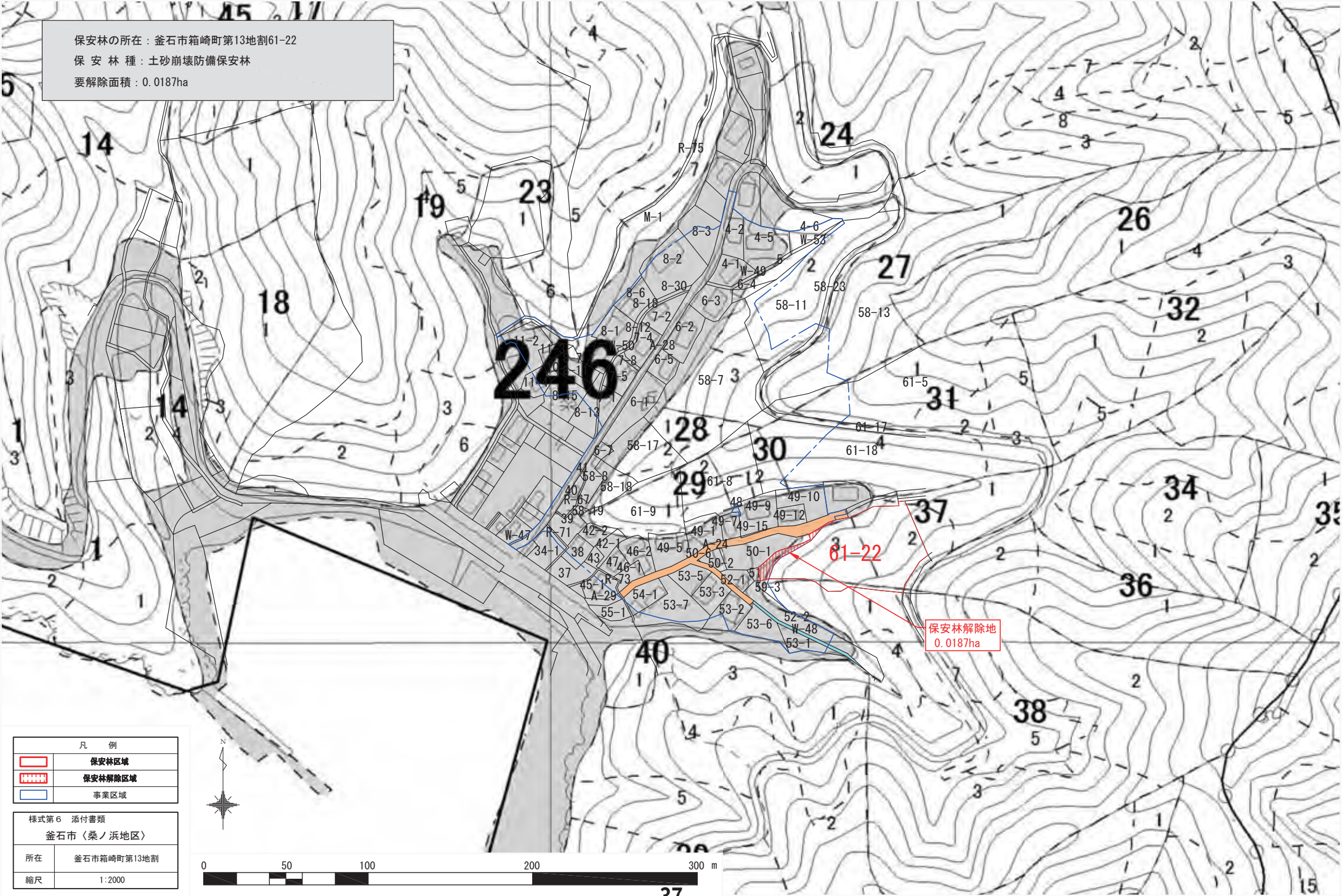
〈桑ノ浜地区〉

所在	釜石市箱崎町第13地割
縮尺	1:5000

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することになります。」

保安林解除調査地図(拡大)

保安林の所在：釜石市箱崎町第13地割61-22
保安林種：土砂崩壊防備保安林
要解除面積：0.0187ha

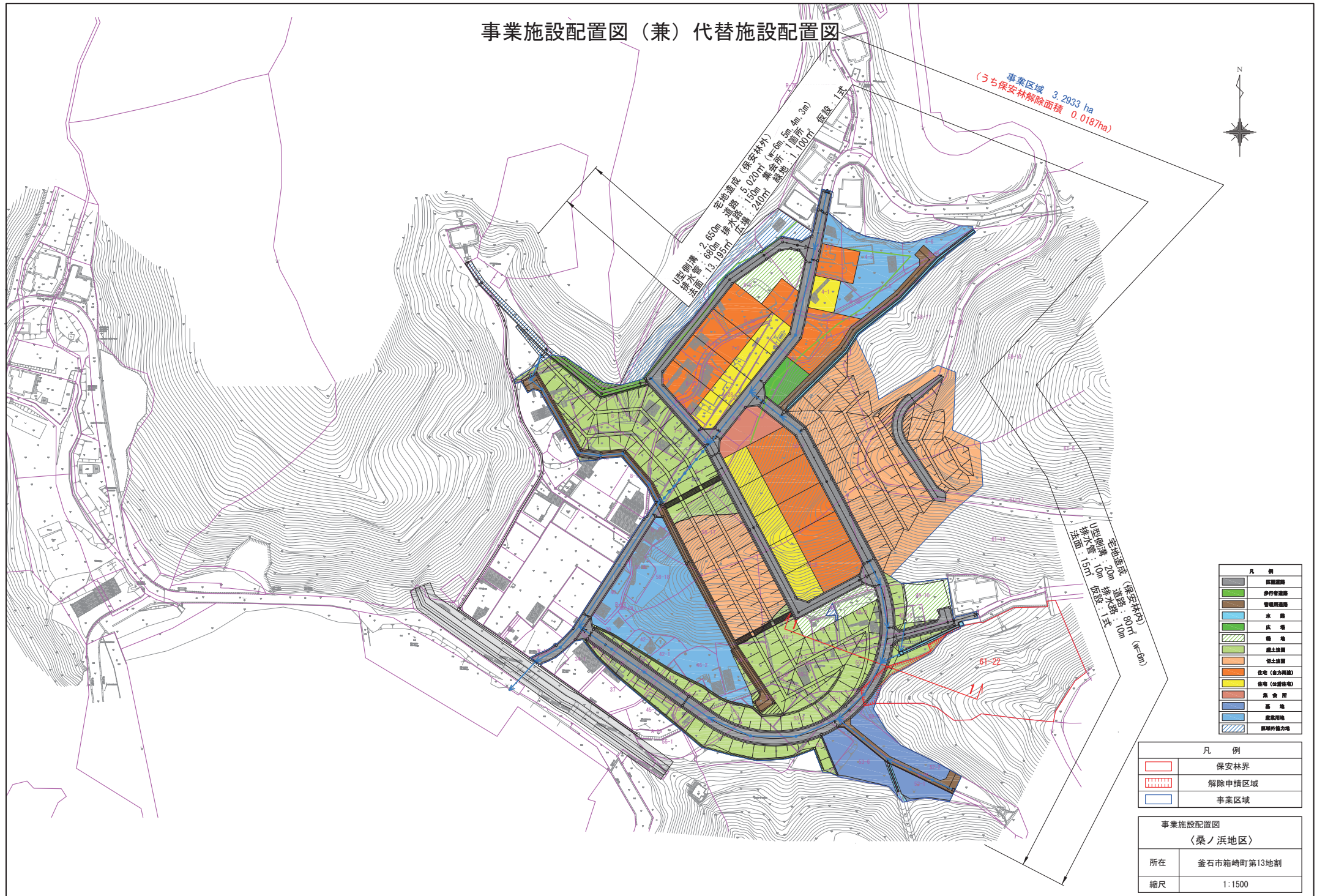


凡 例	
	保安林区域
	保安林解除区域
	事業区域

様式第6 添付書類	
釜石市〈桑ノ浜地区〉	
所在	釜石市箱崎町第13地割
縮尺	1:2000



事業施設配置図（兼）代替施設配置図



様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針	
○被災地域の農地（面積約53.5ha）については、原形復旧に加え、ほ場整備による区画整理（約8.3ha）、農地の集約化を進め、効率的な土地利用と営農の実現を目指す。 ○浸水被害を免れた栗橋地区、甲子地区では、農林畜産業の振興や地域ぐるみによる耕作放棄地の解消及び産地直売の取組を支援する。 ○安全・安心なグリーン・ツーリズムの展開による交流人口の活性化を推進する。	
② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）	
○被災地域の農地のうち、下荒川地区（約8.3ha）では、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（岩手県、H24年度～H27年度）の活用により、ほ場整備による区画整理・農地の集約化を図り、座談会等による話し合いを定期的に開催し、中核農業者と兼業農家との作業受委託及び共同化を促進する。その他の被災農地についても、他の土地需要との調整を図りつつ、唐丹片岸地区（約4.1ha）では、農地・農業用施設災害復旧事業（岩手県）により、農地として原形復旧することを基本とする。 ○栗橋地区、甲子地区では、産地直売所の新規設置等と連動した野菜・果樹等の園芸の振興や耕作放棄地を活用したそば等の作付拡大を推進する。 ○鶴住居地区でグリーン・ツーリズムの拠点施設の整備を検討する。	
（注）（1） 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。 （2） 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。	
2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項	
① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）	
○住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、6次産業化による農業振興を図り、農地を確保する。 ○集団移転跡地の一部を農地として整備するとともに、耕作放棄地の発生抑制を推進し、農地の有効利用を図る。 ○農業の6次産業化推進と併せ、経営再開マスタープランを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努める。	
② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）	
○被災地域の農地は、農地として復旧・復興することを基本とする。 ○農用地の利用調整を図り、集落を越えて作業受委託を行える体制づくりを行い、効率的な土地利用の推進を支援する。 ○佐須地区においては、移転跡地の農地利用を検討する。	

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況	別紙様式のとおり。
(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。 (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。	3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。）） 該当なし。

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 年 度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
片岸1 地区	片岸地区	市街地開発 事業	住宅地	22.7ha	3.9ha	—	—	釜石市	H24-H30	360人 （144世帯）	非線引き 都市計画 区域用途 地域内・外	面積22.7ha 非線引き都市計画区域用途地域 内・外 360人（144世帯）
鵜住居 1地区	鵜住居地区	市街地開発 事業	住宅地	49.1ha	10.4ha	—	—	釜石市	H24-H30	1,750人 （700世帯）	非線引き 都市計画 区域用途 地域内	面積49.1ha 非線引き都市計画区域用途地域 内 1,750人（700世帯）
<u>平田1 地区</u>	<u>平田地区</u>	<u>市街地開発 事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>22.7ha</u>	<u>3.3ha</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>釜石市</u>	<u>H24-H30</u>	<u>720人</u> <u>（288世帯）</u>	<u>非線引き</u> <u>都市計画</u> <u>区域用途</u> <u>地域内</u>	<u>面積22.7ha</u> <u>非線引き都市計画区域用途地域</u> <u>内</u> <u>720人（288世帯）</u>
室浜1 地区	室浜地区	集団移転促 進事業	住宅地	<u>2.9ha</u> 3.2ha	<u>0.7ha</u> 1.9ha	—	—	釜石市	H24- <u>H27</u> H26	<u>24人</u> 152人 <u>（10世帯）</u> （79世帯）	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	面積4.1ha、非線引き都市計画区 域の用途地域外、152人（79世帯 ）、移転跡地：漁業関連施設用 地
根浜1 地区	根浜地区	集団移転促 進事業	住宅地	<u>3.8ha</u> 2.9ha	<u>1.6ha</u> 1.5ha	—	—	釜石市	H24- <u>H27</u> H26	<u>80人</u> 100人 <u>（36世帯）</u> （48世帯）	非線引き 都市計画 区域の用 途地域内	面積13.6ha、非線引き都市計画 区域の用途地域内、100人（48世 帯）、移転跡地：観光レクリエ ーション用地
箱崎1 地区	箱崎地区	集団移転促 進事業	住宅地	5.3ha	4.2ha	—	—	釜石市	H24- <u>H27</u> H26	283人 （105世帯）	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	面積8.4ha、非線引き都市計画区 域の用途地域外、283人（105世 帯）、移転跡地：漁業関連施設 用地、産業施設用地

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
箱崎白 浜1地 区	箱崎白浜地 区	集団移転促 進事業	住宅地	1.9ha	0.9ha	—	—	釜石市	H24- H27 H26	81人 (30世帯)	都市計画 区域外	面積2.0ha、都市計画区域外、81 人(30世帯)、移転跡地：漁業 関連施設用地
桑ノ浜 1地区	桑ノ浜地区	集団移転促 進事業	住宅地	3.5ha 0.9ha	0.3ha	—	—	釜石市	H24- H27 H26	37人 62人 (14世帯) (29世帯)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	面積1.7ha、非線引き都市計画区 域の用途地域外、62人(29世帯)、移転跡地：漁業関連施設用 地
両石1 地区	両石地区	集団移転促 進事業	住宅地	2.3ha	0.1ha	—	—	釜石市	H24- H27 H26	220人 (110世帯)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	面積4.5ha、非線引き都市計画 区域の用途地域外、220人(110 世帯)、移転跡地：産業施設用 地
尾崎白 浜1地 区	尾崎白浜地 区	集団移転促 進事業	住宅地	0.4ha	0.3ha	—	—	釜石市	H24- H27 H26	23人 (12世帯)	都市計画 区域外	面積1.7ha、都市計画区域外、27 人(16世帯)、移転跡地：漁業 関連施設用地
花露辺 1地区	花露辺地区	集団移転促 進事業	住宅地	0.2ha	0.1ha	—	—	釜石市	H24- H27 H25	37人 (13世帯)	都市計画 区域外	面積1.4ha、都市計画区域外、47 人(17世帯)、移転跡地：漁業 関連施設用地
本郷1 地区	本郷地区	集団移転促 進事業	住宅地	1.0ha	0.4ha	—	—	釜石市	H24- H27 H26	91人 (33世帯)	都市計画 区域外	面積4.9ha、都市計画区域外、104 人(38世帯)、移転跡地：農用 地、漁業関連施設用地
小白浜 1地区	小白浜地区	集団移転促 進事業	住宅地	3.2ha	1.5 ha	0.6ha	—	釜石市	H24- H27 H26	295人 (119世帯)	都市計画 区域外	面積2.9ha、都市計画区域外、186 人(84世帯)、移転跡地：産業 用地、漁業関連施設用地
荒川1 地区	荒川地区	集団移転促 進事業	住宅地	1.1ha	0.1ha	0.1ha	—	釜石市	H24- H27 H26	52人 (19世帯)	都市計画 区域外	面積5.2ha、都市計画区域外、52 人(19世帯)、移転跡地：農用 地等

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
室浜2 地区	室浜地区	その他施設 の整備に関 する事業	道路	3.8ha	0.8ha	—	—	釜石市	H24- <u>H27</u> H26	—	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	—
<u>桑ノ浜 2地区</u>	<u>桑ノ浜地区</u>	<u>その他施設 の整備に関 する事業</u>	<u>道路</u>	<u>3.2ha</u>	<u>0.2ha</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>釜石市</u>	<u>H24-H25</u>	<u>—</u>	<u>非線引き 都市計画 区域の用 途地域外</u>	<u>—</u>
佐須1 地区	佐須地区	その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	1.3ha	0.1ha	—	—	釜石市	H24- <u>H27</u> H25	28人 (11世帯)	都市計画 区域外	面積3.3ha、都市計画区域外、102 人（26世帯）、移転跡地：農用 地、漁業関連施設用地
花露辺 2地区	花露辺地区	その他施設 の整備に関 する事業	道路	1.7ha	0.1ha	—	—	釜石市	H24- <u>H26</u> H25	—	都市計画 区域外	—
計				<u>126.9ha</u> 104.2ha	<u>28.8ha</u> 26.8ha	0.7ha	—			<u>4,081人</u> 3,534人 <u>(1,644世帯)</u> (1,452世帯)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。

- (5)「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：片岸 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
開発地の汚水排水については、下水処理場に集水し処理のうえ河川に放流される。農業用水・排水については、既存施設からの配水・排水路が代替整備されるため、特段の支障がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
必要に応じ、用途地域の指定を検討する。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：鶴住居 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、下水処理場に集水し処理のうえ河川に放流される。農業用水・排水については、既存施設からの配水・排水路が代替整備されるため、特段の支障がない。									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 平田 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
<u>なし</u>									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<u>開発地の汚水排水については、下水処理場に集水し処理のうえ河川に放流される。農業用水・排水については、既存施設からの配水・排水路が代替整備されるため、特段の支障がない。</u>									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<u>なし</u>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：室浜 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：根浜 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：箱崎 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：箱崎白浜1地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：桑ノ浜1地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：両石 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：尾崎白浜1地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：花露辺 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：本郷 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：小白浜1地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、既存施設が利用でき特段の支障がない。									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：荒川 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：室浜2地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：桑ノ浜2地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
<u>なし</u>									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<u>農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。</u>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<u>なし</u>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：佐須 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：花露辺 2 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。